

「ほのぼの」シリーズ  
障害者総合支援法対応システム  
システム担当者 様



システム開発本部 開発第 1 部 部長  
五十嵐 悠太

## 【お知らせ】

### 指定障害者支援施設等が昼間実施サービスとして行う 指定生活介護における8時間以上9時間未満の基本報酬について

拝啓 平素より「ほのぼの」シリーズをご愛顧いただきまして厚く御礼申し上げます。

早速ではございますが、ほのぼのmore 請求管理システムについて、以下の機能改修を行いますので、ご案内いたします。お手数お掛けいたしますが、下記詳細をご確認いただき、ご対応のほど、よろしく願いいたします。

末筆ながら、貴事業所の一層のご隆盛をお祈り申し上げます。

敬具

記

#### 【対象の事業種別】

生活介護

#### 【改修内容】

パターン取込・自動算定において、[事業者設定マスタ]の「主体施設」に「障害者支援施設」を設定しており、8時間以上9時間未満の基本サービスが算定される場合に、警告メッセージを表示するよういたします。

#### 【本改修の背景】

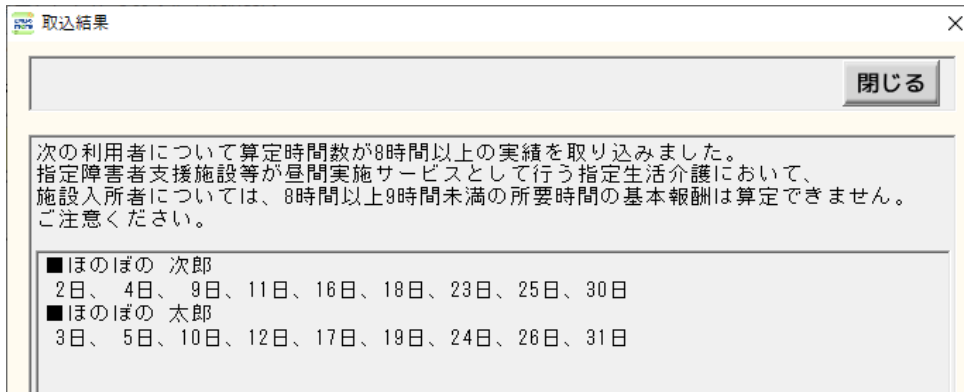
留意事項通知の (6)生活介護サービス費 - ②生活介護サービス費について - (三) に、「報酬告示第6の1の注1の4については、指定障害者支援施設等が昼間実施サービスとして行う指定生活介護において、施設入所者については、8時間以上9時間未満の所要時間の基本報酬は算定できない。」との記載がありますが、算定時間数を8時間以上として自動算定を行った場合、8時間以上9時間未満の基本報酬が算定されるため、施設入所者かどうかをご確認いただけるように、警告メッセージを表示いたします。

#### 【対応内容】

【請求管理システム】 → [ツール] メニュー → [事業者設定マスタ]の「主体施設」が「障害者支援施設」の場合に、次のチェックを行うよういたします。

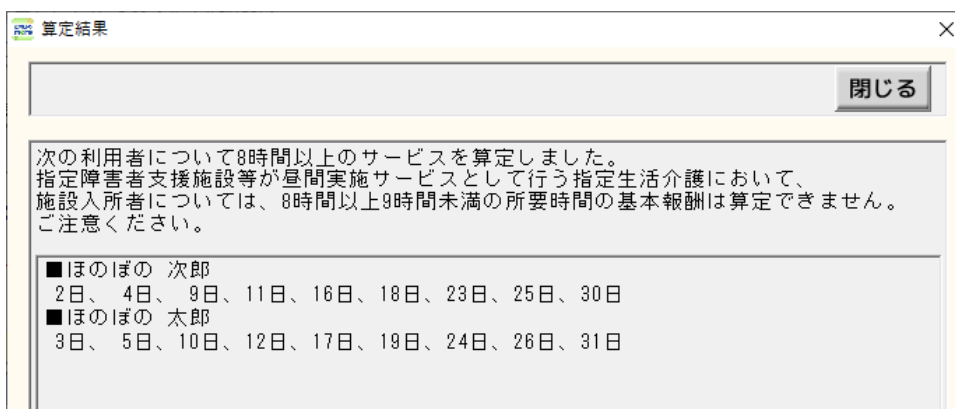
※処遇改善加算を算定されていない事業所様におかれましては、事業者設定マスタの「主体施設」が正しく設定されていない場合がありますので、事業所様の体制に合わせて設定していただくようお願いいたします。

- ① [通所]ボタン→[パターン取込]ボタンから起動する[通所パターン取込]画面で取込を行った際に、8時間以上9時間未満の基本報酬が算定される予定または実績が作成された場合は警告メッセージを表示いたします。



なお [事業者設定マスタ] の「所要時間」の設定により、警告の条件が異なります。

- ・ 「時間ちょうどならば「未満」の報酬」の場合は、算定時間数が 8.01 以上の時に警告
  - ・ 「時間ちょうどならば「以上」の報酬」の場合は、算定時間数が 8.00 以上の時に警告
- ② [サービス]画面→[算定]ボタンから起動する[自動算定]画面で自動算定をおこなった際に、8時間以上9時間未満の基本報酬が算定された場合は警告メッセージを表示いたします。



※生活介護のみの利用者については、生活介護計画に位置付けた標準的な時間に応じて報酬を算定することができますので、警告メッセージは無視してそのままお進みください。

※警告メッセージが表示された際の対応として、「ほのぼの more サポートページ」に「施設入所が提供する生活介護で8時間以上利用している場合に7時間以上8時間未満の基本報酬を算定したい。」(管理番号: more01694) を掲載しておりますので、そちらをご確認ください。

#### 【修正プログラムのご提供について】

##### ・ NDS ダウンローダーをご利用のお客様

NDS ダウンローダー：2025年1月22日（水）午前9時に配信を予定しております。

##### ・ online プラットフォームをご利用のお客様

メンテナンス実施：2025年1月22日（水）午後10時～翌23日（木）午前6時を予定しております。

#### 【お問い合わせ先】

ご不明な点がございましたら、「ほのぼの」シリーズサポートセンターまでお問い合わせください。

以上